

熊谷市不育症治療費助成事業の御案内



令和6年度版

◎「不育症」の治療に取り組んでいる御夫婦に対し、治療費用の一部を助成します。

対象となる方

次のいずれにも該当している方が対象です。

- ① 夫婦の双方又は一方が本市の住民票に記載されていること。
- ② 本市の市税及び国民健康保険税の滞納がないこと。
- ③ 医療保険各法における健康保険に加入していること。
- ④ 医師に不育症と診断されていること。

(事実婚の方も対象になります。)

対象となる治療

不育症治療で、治療期間（※1）が終了し、医療保険各法の保険給付又は短期給付の対象とならない治療が対象です。診断書の作成手数料、入院時における差額ベッド代、食事代など直接治療に係る費用以外のものは助成の対象外です。

※1 治療期間とは、不育症治療を開始した日から出産（死産・流産を含む。）をした日までとなります。

助成額・回数

1年度当たり30万円を限度に夫婦1組につき通算5年度助成します。他の地方公共団体で実施する同種の助成事業による助成は、本市の助成通算年数に含めます。

申請期限・方法

治療期間が終了した日の翌日から2年以内に下記申請窓口へ申請してください。郵送による申請は受け付けておりません。

【申請窓口】 受付時間 平日 8:30~17:15
熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601
(熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階)
熊谷市 市民部 母子健康センター ☎ 048-525-2722
(熊谷市大原1-5-36)

※「熊谷市不育症治療費助成事業」は熊谷市独自の事業です。

申請書類等

「熊谷市不育症治療費助成金支給申請書」に下記書類を添えて提出してください。

- ① 「戸籍全部事項証明（戸籍謄本）」（婚姻の有無が確認できるもの）
- ② 申請者の「住民票の写し」又はそのコピー（本籍、筆頭者及び続柄が記載されたもので発行から3か月以内に限る。）。ただし、熊谷市の住民票に記載されている方は省略することができます。
- ③ 申請者の婚姻日以後の住所が確認できる書類（婚姻日に他市に住民登録がある場合に該当）
ただし、婚姻日以降引き続き熊谷市の住民票に記載されている場合は省略することができます。（例）「戸籍の附票の写し」
- ④ 事実婚関係に関する届出書（様式第1号の2）
(事実婚の夫婦のうち住民登録上、同一世帯でない場合のみ)
- ⑤ 健康保険証のコピー
- ⑥ 不育症治療実施証明書（様式第2号）
- ⑦ 不育症治療に係る費用の領収書（原本）
※領収書は原本提出が必須になりますので紛失した場合、医療機関で再発行もしくは支払証明書を発行してもらってください。
- ⑧ 熊谷市不育症治療費助成金請求書（様式第5号）
- ⑨ 振込先口座番号のわかるもの
- ⑩ その他・・・朱肉を使用する印鑑をお持ちください。

不妊・不育症相談窓口等

◎埼玉県不妊専門相談センター（専門医による面接相談） ☎ 049-228-3732

場所：川越市鴨田 1981 埼玉医科大学総合医療センター内

予約：下記申込ホームで予約

<https://forms.gle/iG4DHd9qsGMi4BVF9>

※オンライン相談も可能です。予約制で、料金は無料です。

（電話対応時間：月～金曜日 15時00分～16時00分 祝、休日、年末年始を除く）

◎不妊・不育症・妊娠サポートダイヤル

「プレコンセプションケア相談センター埼玉 ふれたま」 電話 ☎ 048-799-3613

埼玉県助産師会に所属する助産師が、不妊・不育症・妊娠等に関する電話相談を行っています。

相談日時 月・金曜日 10時～15時、第1・第4土曜日 11時～15時、16時～19時
(祝、休日、年末年始を除く)



【発行】熊谷市 市民部 健康づくり課 ☎ 048-528-0601
(熊谷市箱田1-2-39 熊谷保健センター2階)